

2 役員の変更

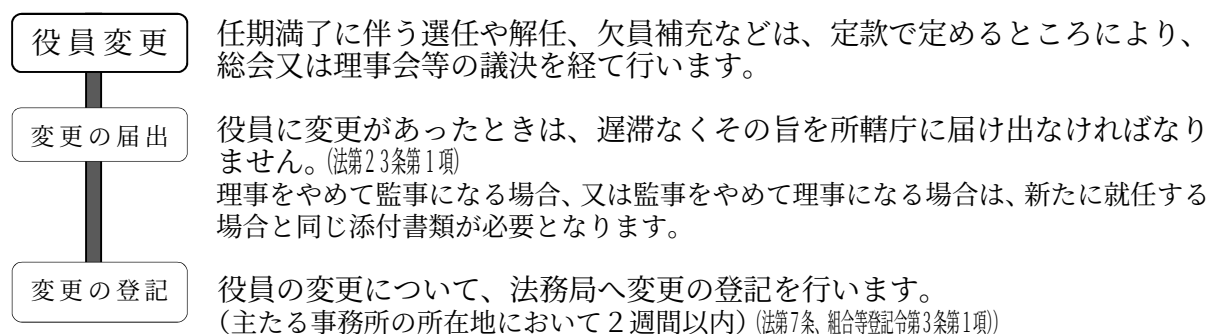
法人の役員に変更（新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名）があったときは、所轄庁に届け出なければなりません。（法第23条）

ただし、役員全員が任期満了と同時に再任された場合で、氏名、住所等に変更がない場合には、所轄庁への届出は必要ありません。

役員の変更については、法務局へ変更の登記をする必要があります。（登記は、全員が任期満了と同時に再任された場合も必要）（法第7条、組合等登記令第3条第1項）

定款で代表権の制限に関する定めがある場合は、その旨を登記しなければなりません。（施行令附則第2条、組合等登記令第2条） この場合、代表以外の役員登記は不要です。

(1) 手続きの流れ



(2) 手続きに必要な書類

① 役員変更等届

オンライン可

	書類の名称	部数	参照	備考
1	役員の変更等届（第4号様式）	1	P76	様式
2	変更後の役員名簿	3	P29	参考例
役員が新たに就任した場合のみ、下記の書類を添付します。この場合以外は、添付書類は不要です。				
3	各役員が法第20条に各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本	1	P30	参考例
4	各役員の住所または居所を証する書面（住民票の写し等）※	1		官公署交付のもの

※ 住民基本台帳ネットワークシステムを利用する場合は、添付を省略することができます。オンラインによる届出で、住基ネット利用による本人確認を希望しない場合、別途住民票の提出が必要です。

② 変更の登記

	書類の名称	部数	備考
1	登記申請書	1	くわしくは新潟地方 法務局にお問い合わせ ください。 (P165)
2	変更を証する書面 (総会議事録等、定款、就任承諾書、辞任届など変更の内容により必要な書類)	1	

(参考) 理事長の交代について

役員の変更がなく、現員の理事の中で理事長が交替したなどの場合は、所轄庁への届出の必要はありません。

ただし、県では法人代表者の氏名を情報公開していますので、ファクス、メール等で交代のご連絡をいただくなど、情報更新にご協力をお願いします。

定款による代表権の定めについて

平成 24 年 4 月 1 日から施行された特定非営利活動促進法及び組合等登記令の改正により、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となり、定款をもって、理事の代表権の範囲又は制限に関する定めを設けている場合には、その旨を登記しなければなりません。

また、特定の理事（理事長等）のみが、法人を代表する旨の定款の定めがある場合には、当該理事以外の理事を、登記する必要がなくなりました。組合等登記令の改正が施行される際に代表権の範囲又は制限に関する定めがある NPO 法人については、施行の日から 6 か月以内に（ただし、他の登記をするときは、当該他の登記と同時に）変更の登記をしなければなりません。

なお、これらの登記を怠った場合には、20 万円以下の過料に処せられることがあります。

（法第 80 条、法施行令附則第 2 条、第 3 条、組合等登記令第 2 条及び別表）

定款の記載例

<理事全員が代表権を有する場合>

第〇条 理事全員は、この法人を代表する。また、理事長は、この法人の業務を総理する。

<理事長のみが代表権を有する場合>

第〇条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

（注）定款に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」等の規定がある場合には、理事長のみが当該法人を代表し、それ以外の理事の代表権は制限したものと解されます。この場合、①理事長以外の理事の抹消登記を行うか、②理事の代表権の範囲を定める定款変更を行うかのどちらかの手続きが必要となります。

第4号様式（第5条関係）

役員の変更等届

令和〇〇年〇〇月〇〇日

新潟県知事 様

役員新任の場合のみ関係書類を添付

住所 〇〇市〇〇〇町2丁目3番地4
名称 特定非営利活動法人〇〇〇
代表者の氏名 理事長 〇〇 〇〇
電話番号 025-111-2222

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿（及び関係書類）を添えて届け出ます。

記

変更年月日	役名	フリ 氏	カナ 名	住 所 又 は 居 所
変更事項				
令和〇年5月31日	理事	〇〇	〇〇	×××市××〇丁目〇番〇地
任期満了				
令和〇年6月1日	理事	新任の方のみ、就任承諾書及び誓約書の謄本、住民票の写し（原本）が必要です		×××市××〇丁目〇番〇地
新任				
令和〇年6月1日	理事	〇〇	〇〇	×××市××〇丁目〇番〇地
再任				
補欠、増員の場合、その旨を付記します。				
令和〇年10月1日	理事	〇〇	〇〇	×××市××〇丁目〇番〇地
新任（増員）				
住所異動、改姓等の場合の記載例・・・添付書類は不要				
令和〇年〇月〇日	理事	〇〇	〇〇	（変更後の住所を記載する） ×××市××〇丁目〇番〇地
住所異動				
令和〇年〇月〇日	監事	〇〇	〇〇	×××市××〇丁目〇番〇地
改姓			(旧姓〇〇)	

注1 変更事項の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所若しくは居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。

2 役員の欄には、理事又は監事の別を記載すること。

3 改姓又は改名の場合には、氏名の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

添付書類

1 役員名簿〔3部〕

2 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）には次に掲げる書類

- (1) 当該役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本
- (2) 当該役員の住所又は居所を証する書面